9　技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表

◎　特定（法第15条２号イ）の資格及び一般（法第７条第２号ハ）の資格の両方を兼ねる。
○　一般（法第７条２号ハ）の資格のみ
△　一般（法第７条２号ハ）の資格のみ。ただし、合格後、一般は３年、二級は５年の実務経験が必要
▭　指定建設業：指定建設業の専任技術者は◎の者と大臣認定のいずれかに限られる。

実務経験のみによる者は不可

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したもののみ

工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。

等級区分はなく、実務経験不

実務経験は、土工工事に関するものに限る。

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工事に関するもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に関するものに限る。

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

解体工事業については、解体工事に関する実務経験のみに限る。

| 資格区分及びコード番号 | その他（大臣認定等） | 建設業法「登録基幹技能者講習」 | 職業能力開発促進法「技能検定」（旧職業訓練法） | | |

（注）「農業農村工学」につき、令和２年３月５日以前合格者の科目名は「農業土木」
「流体機器」につき、令和２年３月５日以前合格者の科目名は「流体工学」
「熱・動力エネルギー機器」につき、令和２年３月５日以前合格者の科目名は「熱工学」
「林業・林産」につき、令和２年３月５日以前合格者の科目名は「林業」
「廃棄物・資源循環」につき、令和２年３月５日以前合格者の科目名は、「廃棄物管理」、平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

| 資格区分及びコード番号 | 技術士法「技術士試験」 | | | | | | | | | | | | | | 建築士法「建築士試験」 | | | 建設業法「技術検定」 | | | | | | | | | | | | | |